

事務連絡  
平成28年11月24日

各訪問リハビリテーション事業所 管理者様

神奈川県保健福祉局福祉部高齢福祉課在宅サービスグループ

### 訪問リハビリテーション費算定の基準について

「訪問リハビリテーション費算定の基準」につきましては、平成27年度の報酬改定により、下記のとおり改定されたところでございますが、これまでの運営の手引には従前の基準のまま記載されていることがわかりました。「介護情報サービスかながわ」には、すでに改定後の基準に訂正した手引きを掲載いたしましたので、改めて改定内容の御確認をお願いいたします。

なお、運営の手引の訂正部分はP1、2、14、15です。

#### ○改定前

訪問リハビリテーションは、別の医療機関の医師から情報提供を受けた場合であれば実施することができる。この場合、訪問リハビリテーションの利用者（病状に特に変化がない者に限る。）に関し、訪問診療を行っている医療機関が、訪問リハビリテーションを行う医療機関に対し、利用者の必要な情報を提供した場合は、情報の基礎となる診療の日から3月以内に情報を受けた場合に算定できる。この場合の訪問リハビリテーション計画は、情報提供を受けた医療機関の医師の診療に基づき作成されるものであることから、情報を受けた医療機関の医師が診療を行い理学療法士等に訪問リハビリテーションの指示を出す必要がある。（平成24年4月介護報酬改定国Q&A（Vol. 1））

#### ○改定後

訪問リハビリテーション事業所が、別の病院診療所の計画的な医学的管理を行っている医師から情報提供（リハビリテーションの指示）を受けて訪問リハビリテーションを実施する場合には、訪問リハビリテーション事業所の医師の診療は受ける必要はありません。

この場合、少なくとも3ヶ月に1回は訪問リハビリテーション事業所は当該情報提供を行った医師に対して訪問リハビリテーション計画について医師による情報提供を行う必要があります。（老企36、5（1）①）

問い合わせ先  
在宅サービスグループ 大橋  
電話(045)210-1111 内線 4842